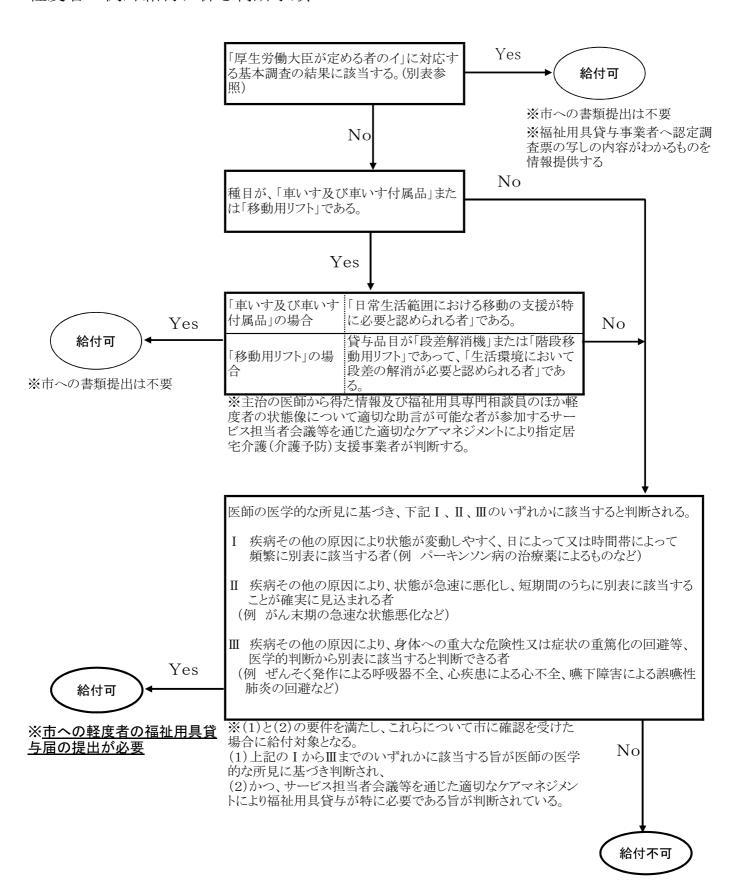
軽度者の例外給付に係る判断手順フロー



別表《平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ》

対象外種目	+ 厚土 刀 関 自 古 小 弟 9 4 5 弟 3 1 5 0 g 厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する
		基本調査の結果
ア 車いす及び	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
車いす付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援	基本調査に該当項目なし
	が特に必要と認められるもの	(主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を
		開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指
		定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
イ 特殊寝台及び	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
特殊寝台付属品	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3.できない」
ウ 床ずれ防止用類	見 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3.できない」
及び体位変換器		
工 認知症老人徘徊	次のいずれにも該当する者	
感知器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記	基本調査3-1 意思の伝達「1.調査対象者が
	憶・理解のいずれかに支障がある者	意思を他者に伝達できる」以外又は
		基本調査3-2 (意思の伝達) ~基本調査3-7
		(場所の理解) いずれか「2. できない」又は
		基本調查3-8(徘徊)~基本調查4-15(話
		がまとまらない) のいずれか「1. ない」以外
		その他、主治医意見書において、認知症の症状が
		ある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としな	基本調査2-2
	い者	「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(ご	ン 次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
り具の部分を除く		
●昇降座椅子など	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
●固定式·入浴用!	ノ (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要	基本調査2-1 移乗「3.一部介助」又は「4.
フトなど	とする者	全介助
●段差解消機など	(三) 生活環境において段差解消が必要	基本調査該当項目なし
	と認められる者	(主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を
		開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指
		定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
力 自動排泄処理	次のいずれにも該当する者	
装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「4.全介助」